視

点

## 教員免許更新講習の実施について

文教科学委員会 専門員

渡井 敏雄

本号が発行されるころは、教員免許更新講習が多くの大学等で実施されていることであろう。平成19年の教育職員免許法改正により、21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになった。具体的には今年度以降に授与される免許状には10年間の有効期間が付され、また、それ以前に授与された免許状には有効期間はないものの、現職教員(免除者を除く)の場合は生年月日に応じて文部科学省が定めた修了確認期限までに30時間に及ぶ更新講習を受講・修了しないと免許状は失効し、免許管理者に免許状を返納しなければならなくなる。また、ペーパーティーチャーについては、修了確認期限を過ぎても失効することはないが、教員になろうとする場合は、更新講習を受講・修了することが必要となる。

現職教員の更新講習は、今年度から 11 年かけて実施され、毎年、約 10 万人が受講する と想定されている。しかし、更新講習は研修と異なり、「試験による成績審査に合格した 者」(免許状更新講習規則第6条)を修了認定することから、教員にとっては、10年の任 期付き採用制のように感じることであろう。昨年度、文部科学省は、制度の導入を円滑に 進めるため、予備講習を実施した。予備講習には延べ4万5,317人が受講したが、248人 が不認定となった。その内訳は、受講時間不足等が 212 人、認定試験不合格が 36 人であ る。受講時間不足等という物理的な理由の不合格はともかく、認定試験不合格は、受講者 にとっては死活問題となる。法案審議の際、文部科学省は、「日々職務に励み、30 時間の 講習をしっかりと受ければ、通常は修了認定される」と答弁している。そのためか、予備 講習での認定試験の不合格率は 0.08 %と低く、ほとんどの受講者は合格している。しか し、正式にスタートすれば各大学間等での修了認定率に差が出てくる可能性を指摘する識 者もいる。不合格となっても2年間の受講期間中であれば何回でも受講できるとされてい るが、不合格という事実による「風評被害」、再受講に伴う本人の経済的な負担と受講時 間の確保など、受講に関わる多様な問題が出てくることも予想される。また、各大学等で の不合格率が上がってくれば、現在、大学等で教職課程を履修している学生は、教員にな るかどうか悩むことにもなろう。

文部科学省は、更新講習の本格実施によって明らかとなる種々の問題を分析して改善を図るなど、更新講習の環境整備に万全を期してほしい。各大学等で実施される更新講習の期間は、その多くが8月に集中しているが、教員にとって夏季休業期間は、今年度から新学習指導要領の移行措置も始まっていることもあり、自己研鑽や来る授業の準備等に時間を割くことができる貴重な期間である。そのような期間に多くの教員が受講するのであるから、受講して良かったと言えるような更新講習となることを期待したい。